

平成21年6月5日

株主・投資家の皆さまへ

会社名 オムロン株式会社  
代表者名 取締役社長 作田 久男  
コード番号 6645  
上場取引所 東証、大証、名証各市場第一部  
問合せ先 IR企業情報室 経営IR部長  
大石 裕  
(TEL 03 - 3436 - 7170)

第72期定時株主総会、第3号議案に関する補足について

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、今般、一部の投資家様から、6月23日に予定しております当社第72期定時株主総会の第3号議案(取締役7名選任の件)における7番候補者(桜井正光氏)に関しまして、Institutional Shareholder Services, Inc. (ISS社)が反対することを推奨しているとの情報をいただきました。

つきましては、当該議案に関し、下記の通り補足させていただきますので、何卒ご理解のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 第3号議案の7番候補者について

以下の通り桜井正光氏を社外取締役候補として上程させていただく予定です。

<ご参考:「招集ご通知添付書類」P. 44の記載内容>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
7	桜井正光 (昭和17年1月8日)	昭和41年4月 株式会社リコー入社 昭和59年5月 RICOH UK PRODUCTS LTD. 取締役社長に就任 平成4年6月 株式会社リコー 取締役に就任 平成5年4月 RICOH EUROPE B.V. 取締役社長に就任 平成6年6月 株式会社リコー 常務取締役に就任 平成8年4月 同社 代表取締役に就任 平成17年6月 同社 代表取締役社長執行役員に就任 平成19年4月 同社 代表取締役会長執行役員に就任(現任) 平成20年6月 当社 取締役に就任(現任) (他の法人等の代表状況) 社団法人経済同友会代表幹事	0株

- (注)1. 桜井正光氏は、社外取締役候補者であります。  
2. 桜井正光氏については、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。  
当社は同氏との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

(当社との特別の利害関係)

1. 取締役候補者桜井正光氏は、株式会社リコーの代表取締役会長執行役員をつとめており、当社と同社の間には、製品の販売等の取引関係があります。

2. 当該議案における桜井正光氏に関する補足事項

当社は、企業の永続的な成長を実現するため、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実や経営の公正性・透明性をより高める監視システムを構築し、機能させることを目指しています。

このための施策の一つとして社外取締役を登用し、社内取締役とともに事業執行の監視・監督を行い、社外取締役には事業経営者として自身の経験から当社の事業経営全般に対する的確なアドバイス、ときには厳しい指摘をいただいております。

1) 桜井氏の再任理由について

桜井氏は、株式会社リコーの代表取締役会長執行役員として企業経営に携わり、同社を世界を代表する企業へと導かれました。また、社団法人経済同友会代表幹事として、より良い経済社会の実現、国民生活の充実のために、積極的な提言や活動を行われています。同氏は、こうした幅広く豊富な経験をもとに、当社取締役会においても積極的な提言や指摘を行ってきました。また、報酬諮問委員会委員長、人事諮問委員会および社長指名諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会副委員長を務めています。特にコーポレート・ガバナンスやCSR（企業の社会的責任）の分野における同氏の卓越した見識は、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実や経営の公正性・透明性に取り組む当社にとっては、大変貴重なものであります。次期においても、引き続き社外取締役として適切なお意見をいただけると判断し、同氏の再任をお願いするものです。

2) 株式会社リコーと当社の関係について

株式会社リコーは、当社の取引先の一つですが、株式会社リコーを含むリコーグループとの当期取引金額実績は当社の連結売上高の0.1%程度とごくわずかです。従いまして、桜井氏の社外取締役としての独立性は十分に保たれていると判断しております。

3) 取締役会への出席回数について

当期は世界的に経済環境が激変する中、桜井氏は日本を代表する経済人として政府各機関や各業界団体との突発的な会合等と重なった事情があり、同氏の当期における取締役会への出席率は61.5%となりました。しかしながら、これは定時開催の取締役会11回に加え2回の臨時開催の取締役会を含んだものであり、定時開催のものだけの出席率では72.7%となります。また、取締役会への出席・欠席に関わらず、取締役会への上程議案については、すべての取締役に事前に内容を送付し、必要により意見をいただくようにしております。

当社は、取締役会の出席率は取締役選任を判断する一つの要素ではあるものの、そのみをもって社外取締役候補者の適否を判断することは適切ではないと考えております。

取締役候補者の適否の判断の重要なポイントは、候補者が社外取締役に就任することにより、その経験や見識が当該企業の事業経営にとって良い影響を及ぼし、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実、経営の公正性・透明性をより高めることが可能かどうかであると考えております。

<ご参考：「招集ご通知添付書類」P. 15の記載内容>

(3) 社外取締役に関する事項 ②当期における主な活動状況

桜井正光	当期開催の取締役会13回のうち8回（うち定時取締役会11回中8回）出席し、必要に応じ主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
------	--

株主・投資家の皆さまにおかれましては、桜井正光氏の再任理由および当社見解をご理解賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

<ご参考：当社の社外取締役選任基準>

当社では、取締役会議長の諮問を受けた人事諮問委員会（委員長：富山取締役（社外））が取締役候補者を取締役会議長に答申し、取締役会において決議した上で取締役候補者とさせていただきます。当社は、独自に新任社外役員の資格要件を定めておりますが、桜井氏が以下の条件をはじめとする資格要件をすべて満たしていることは人事諮問委員会にて確認済みです。

- ◆ オムロングループの大株主（総議決権の3分の1以上の株式を保有する者）の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ◆ オムロングループの主要な取引先企業（オムロングループへの売上が上位10社に入る会社）の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと

以上